

# 平成29年度大学等奨学金返還支援候補者募集要項

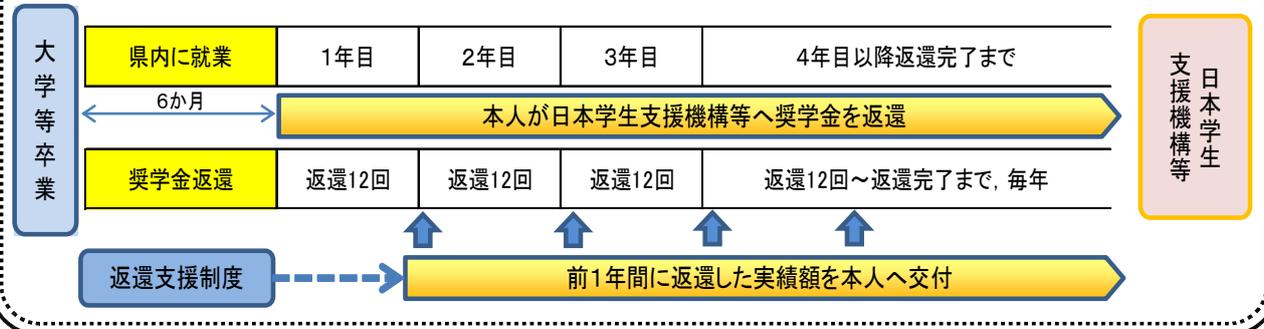
～鹿児島県の将来を担う学生の皆さんを募集します！！～

【地域活性化枠(大学等卒業予定者)】平成30年度卒業(修了)予定者

公益財団法人鹿児島県育英財団

[返還支援イメージ]

◇ 大学等卒業後、鹿児島県内に就業し、一定の要件を満たせば、日本学生支援機構等から借り受けた奨学金について、あなたが返還した実績に応じた額を交付し、返還を支援する制度です。



※ この制度は、県内企業や市町村等からの寄付金によって支えられています。

## 1 募集対象者

次の①、②のいずれかに該当し、かつ、③から⑤までの全てに該当する者

- ① 鹿児島県内(以下「県内」という。)の高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校及び専修学校(高等課程)(以下「高等学校等」という。)を卒業した者
- ② 鹿児島県外(以下「県外」という。)の高等学校等を卒業した者又は高等学校卒業程度認定試験合格者(県内に生活の本拠を有する者の子等で、県内の中学校を卒業した者に限る。)
- ③ 大学又は大学院(以下「大学等」という。)に在学し、平成31年3月(平成30年度中を含む。)に大学等を卒業(修了)予定の者
- ④ 独立行政法人日本学生支援機構第一種奨学金(以下「機構奨学金」という。)又は公益財団法人鹿児島県育英財団大学等奨学金(以下「育英財団奨学金」という。)の貸与を受けている者又は貸与を受けていた者
- ⑤ 大学等を卒業(修了)後、県内企業等に就業する意志があり、かつ、県内居住を希望する者

※ 鹿児島県が実施する次の修学資金の貸与を受けている者又は受けていた者は、重複して支援を受けることはできない。

- ・ へき地等勤務医師等修学資金
- ・ 県看護職員等修学資金
- ・ 鹿児島県獣医師確保対策修学資金

2 募集人員 20人程度

3 募集期間 平成29年10月2日(月) ～ 平成30年1月10日(水)

## 4 支援対象金額

原則として、大学(学部)在学中に借り受けた機構奨学金又は育英財団奨学金の全額。ただし、奨学金返還支援の要件を満たす前に返還をした奨学金の額及び返還期限猶予をされた奨学金の額は、支援対象外とする。

※ 大学院に進学した場合は、次の優先順位で、在学中に借り受けたいずれかの奨学金の全額を支援対象とする。

- ①大学(学部)、②博士課程、③修士課程

## 5 支援要件

大学等卒業(修了)後、6か月以内(大学等卒業(修了)後、引き続き上級学校へ進学した場合や、理事長がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りではない。)に次の①及び②に該当し、かつ、その状況が継続している者

- ① 鹿児島県の発展に寄与する産業分野に就業すること。  
就業は、以下の要件のいずれかを満たし、企業等に就業する者については、正規

雇用者（期間の定めのない契約により雇用される者で、労働時間が通常の労働者の4分の3以上である者）であること。  
なお、公務員として採用された場合は、支援対象外とする。

- ア 県内に本社を有する企業等に雇用されている者
- イ 県外に本社を有する企業等の県内支店に採用されている者
- ウ 県内で個人事業（農業・営業など）を営み、確定申告をしている者又は申告書において事業専従者として記載されている者
- エ 県内の個人事業者に雇用されている者
- オ 県内に法人を設立・経営している者

- ② 県内に居住すること。ただし、県内に本社を有する企業等に就業した場合で、県外の支店等勤務により、やむなく県外に居住せざるを得ない場合を除く。
- ※ 就業後に離職又は県外に転出した場合は、原則として支援を終了する。
- ※ 支援対象者として適当でない事実が判明した場合は、支援を終了する。

## 6 応募方法

### ① 申請書類

- ア 返還支援候補者認定申請書（別紙様式1）
- イ 返還支援候補者認定申請理由書（別紙様式2）
- ※ 「保有している資格や特別な技能」欄に記入した資格を確認できる書類の写し（A4サイズ片面）を添付すること。
- ウ 推薦書（別紙様式3）（指導教員等が記入、押印したもの）
- エ 大学等の学業成績証明書（大学院生は、大学（学部）と大学院両方の学業成績証明書）
- オ 出身高等学校等の卒業証明書（県内高等学校等出身者）
- カ 県内出身中学校の卒業証明書及び父母等の住民票（県外高等学校等出身者）
- キ 高等学校卒業程度認定試験合格証明書（高等学校卒業程度認定試験合格者）
- ク 奨学金貸与証明書又は奨学金返還証明書（機構奨学金のみ）

### ② 申請方法

募集期間内に、当財団へ郵送等により提出

## 7 支援候補者の認定及び通知

書類審査後、必要に応じて面接を実施の上、選考委員会で選考し、平成30年2月下旬頃までに、直接本人に通知する。

なお、次の事由に該当した場合は、支援候補者の認定を取り消す。

- ① 奨学金の貸与を取り消された場合（本人の申出によるものを除く）
- ② 在籍大学等を卒業（修了）できなかった場合
- ③ 奨学金の返還が全額免除された場合
- ④ 奨学金の返還金を滞納した場合
- ⑤ 支援候補者を辞退する旨の申出があった場合
- ⑥ 支援候補者として適当でない事実が判明した場合

## 8 支援方法

日本学生支援機構又は当財団へ返還した奨学金について、前1年間（10月～翌年9月）の返還実績を確認後、奨学金の貸与額により定められた基本の返還回数及び月賦返還額を基礎として算出した額を超えない範囲で、返還実績額を毎年10月下旬以降に本人へ交付する。

## 9 支援候補者認定後の手続（詳細は別途通知する。）

支援候補者として認定された者は、次の各時点において、必要な書類を当財団へ提出すること。

- ① 卒業（修了）後、6か月経過時  
大学等の卒業（修了）証明書等、就業証明書等、住民票の写し
- ② 返還支援期間中（毎年度）  
奨学金返還実績を証明する書類、就業証明書等、住民票の写し

※ ①の提出があった後、支援要件を具備した者について、返還支援対象者として認定し、直接本人に通知する。

## 10 応募書類の提出先及び連絡先

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
公益財団法人鹿児島県育英財団  
TEL 099-286-5244 FAX 099-286-5229  
ホームページ <http://www.kagoshima-ikuei.jp>  
メールアドレス [taiyo-ikuei@kagoshima-ikuei.jp](mailto:taiyo-ikuei@kagoshima-ikuei.jp)

【別紙：参考資料】※ 日本学生支援機構第一種奨学金の場合

1 返還支援対象金額について

返還支援対象金額は、返還期限猶予をされた期間相当の奨学金を除いた額とする。ただし、大学等卒業（修了）後、引き続き上級学校へ進学した期間は、支援対象に含める。

例) 借入金額2,160,000円，月賦返還額12,857円，返還期限猶予期間1年の場合

返還年月数 168か月（14年）  
返還期限猶予期間 12か月（無職による返還猶予1年）

$2,160,000円 - (12,857円 \times 12か月) = 2,005,716円$ が支援対象金額

2 返還支援方法について

次により算出される返還期間（回数）及び月賦返還額を基礎とした額を支援  
注）繰上返還，一括返還をした場合も，支援額は変わらない。

1 返還期間（回数）

借入金額を「奨学金返還年数算出表」に定める割賦金の基礎額で割って得た返還年数の12倍した回数

《奨学金返還年数算出表》

貸与総額（借入金額）	割賦金の基礎額
200,000円以下	30,000円
200,001円～400,000円	40,000円
400,001円～500,000円	50,000円
500,001円～600,000円	60,000円
600,001円～700,000円	70,000円
700,001円～900,000円	80,000円
900,001円～1,100,000円	90,000円
1,100,001円～1,300,000円	100,000円
1,300,001円～1,500,000円	110,000円
1,500,001円～1,700,000円	120,000円
1,700,001円～1,900,000円	130,000円
1,900,001円～2,100,000円	140,000円
2,100,001円～2,300,000円	150,000円
2,300,001円～2,500,000円	160,000円
2,500,001円～3,400,000円	170,000円
3,400,001円以上	総額の20分の1

2 月賦返還額

借入金額を，1の返還回数で割って得た金額

例) 借入金額2,160,000円の場合

返還回数：2,160,000円÷150,000円=14.4年 14年×12=168回

月賦返還額：2,160,000円÷168回=12,857円

※ 12,857円×12か月分=154,284円を1年ごとに交付し，返還を支援